

婦人労働資料第86号

1962年 2月

婦人の職業に関する 教育関係資料集

—第11回婦人労働問題研究会議資料—

労働省婦人少年局

婦人の職業に関する教育関係資料集
正 誤 表

頁行	誤	正
7.13	高等学校	高等学校
15.4	(3)	(c)
25.20	義務余力教育	義務余暇教育
34.7	準備	準備
37.1~2	アメリカにおける婦人の職業教育	アメリカにおける婦人の職業教育
37.19.22	授講	受講
39.8		
41.5	Technical	Technical
43.2	職業	職業
49	(2番)専門(地)訓練生数	専門(地)訓練生数
51.2	(通商の課程)	(普通科通商の課程)
52.1	比率	比率(普通科通商の課程)
57.1	教育養成	教員養成
64	(4表 45年有業者) 千人	千人
65	(5表)職業養成関係	職業養成関係
70.1	Institute	Institute
70.3	Learning Training	Learning Training

は し が き

この資料集は、オ/1 国婦人労働問題研究会議のための参考資料として作成したものです。内容については、職業に関する教育全般に関する内外の諸機関をはじめとして、職業に関する教育についてのアメリカ合衆国に在する主な機関の紹介並びに我が国の企業内訓練の若干の実例を加えて、文部省その他の関係機関においてすでに公表した職業に関する諸統計などを整理して、これを要約紹介することとしたものです。

もとより職業に関する教育については、この研究会議の要綱にも明らかにように、一般に実業教育、職業教育、職業教育、生産教育、企業内教育、技術教育など種々の名称をめぐって呼ばれている職業につく者又はすでに就職し、もしくは再就職しようとする者に対して行なわれるすべての教育をさし、婦人が社会に有用な職業につき職務を立派に果し、さらに進歩する社会の要請にこたえられるように能力をのばすために行なわれるものの一切を意味しますので、この広範囲なものが、二人にどのような形で行なわれかつ、その実施はいかなる形において行なわれているかなどその現状、考え方、問題点などの概要がこの資料の中から幾分なりとも読みとっていただく。この会議のための準備資料としてなるべく活用されるならば幸です。

なお、本資料は、短時間の間に作成したものであるため、不備な点も多くありますが、今後順次補訂してゆきたいと考えています。

昭和37年 2月

労働省婦人少年局

I 職業に関する教育についての内外の諸法規	1
1 わが国の法令	1
(1) 憲 法	1
(2) 教育基本法	1
(3) 学校教育に関する法令	2
(イ) 学校教育法(附 高次の定時制課程)	2
(ロ) 産業教育振興法	2
(ハ) 学習指導要領(中学校、高校)	4
(ニ) 各種学校	5
(ホ) 通信教育	7
(4) 職業受入法	11
(5) 職業訓練法	12
(6) 労働基準法	12
2 国連関係の宣言・憲章・条約及び勧告	13
3 諸外国の法令	13
II わが国における企業内教育 研修の事例	23
III アメリカにおける婦人の職業教育機関	27
— アメリカ合衆国労働省婦人局資料から —	
1 公立実業学校及び高等学校	27
2 短大及び公立大学	37
3 私立専門学校、商業及び工業学校	41
4 企業内訓練施設	42
5 徒弟(見習)制度	43

Ⅱ 職業に関する教育についての現状	42
1 企業内職業訓練の状況	42
2 広範な公共職業訓練所及び職業生協	43
3 高等学校教育課程調査	44
4 中・高・大卒通偏教育状況	45
5 大学卒業後の状況	47
6 将来の労働力の見とおし	48
(1) 男女人口増減の見とおし	48
(2) 就業状況の見とおし	49
(3) 産業の発展性と労働力	50
(4) 若年就業者の見とおし	52
(附) 各種企業内訓練の概要	59

Ⅲ 職業に関する教育についての内外の意見

職業に関する教育についての内外の諸法則を大別すると、(1) 職業に関する教育を受ける権利をもち基本原則をもちた法制、(2) 職業的教育及び技術的教育の有機的組織の確立に関する法制、(3) 職業訓練の原則と方法に関する法制、(4) 職業教育と同一価値労働同一賃金との関係を明らかにした法制、(5) 職業教育の差別待遇排除に関する法制、(6) 企業内訓練の内容と方法を具体化した法制、(7) 学校における職業教育の対応を明らかにした法制、(8) 技能者養成に関する法制に分類することができるが、以下(1)の関係条約をはじめ、我が国における教育基本法、学校教育法、職業訓練法、英米その他の諸国間の職業訓練条約などを照会することにした。

諸国教育関係条約のうち、最近の諸国間条約は、それと相補的であるが、特に条約の表示を教育機関したものがあるが、その中でその教育内容と、職業一般とのつながり、明確化されたい。この点について、この研究課題との関係が十分認識されるべき事項の一つであることは、自明である。

また、各法条約は、職業に関する教育に際しての諸国間の関係、その相互の連携が示されているのは留意されたい。

1. 日本国の法令

憲法

第26条 第1項(教育の機会均等)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 (法律第26号)

第1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成をめとし、平和的国際協力による社会の形成を旨とし、個性と個性を尊重し、個人の価値をたらしめ、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた人格とよき健康を国民の育成を期し、修めなければならない。

オ3条 (機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力にかなう教育を受ける機会を享受しなければならないのである。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

オ4条 (社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は国民が地方公共団体によつて奨励されるべきものである。

第五編 職業教育法 (昭和23年法律第33号)

オ5条 (職業教育の目標)

一 国民生活に必要なる、徳、能、産業等に関する基礎的知識技能を授け、職業能力を養成すること。

オ6条 (中学校教育の目標)

一 社会に必要な職業に関する基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じた将来の進路を選択する能力を養ふ。

オ7条 (高等学校教育の目標)

一 社会において果たさねばならない使命の實現にふさわしい個性に基いて将来の進路を決定せしめ、徹底的な教養を高め、専門的な技能を習得せしめること。

職業教育振興法 (昭和24年法律第24号)

オ8条 (奨励)

この法律は職業教育が、この国の産業革命の進展及び国民生活の向上の基盤となることにかんがみ、教育基本法第10条第1項において、職業教育を重んずる、勤労に対する正しい信念が確立し、職業技術を習得せしめるとともに、大創造の能力を養ひ、もつて産業自立に貢献する国民を育成するための職業教育の振興をはかることと目的とする。

オ9条 (定義)

この法律は「職業教育」とは、中学校(略)、高等学校(略)、大学又は同等専門学校、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、漁業その他の産業に就くために必要な知識、技能及び態度を習得せしめ、その目的をもちて行う教育(職業科教育を専ら)をいふ。

オ10条 (国の任務)

国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、職業教育の振興を図るために努めるとともに、地方公共団体がその役割に協働するような方法によつて職業教育の振興を図ることを奨励し、助けなければならない。

- 1 職業教育の振興に関する資金計画を制定すること。
- 2 職業教育に関する教育の内容及び教材の改善を図ること。
- 3 職業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実に努めること。
- 4 職業教育に従事する教員又は指導者の職能教育又は養成の計画を制定し、及びその実施を図ること。
- 5 職業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

高等学校における(定時制の課程)

一 高等学校には、通常の課程の外、夜間その他特別の時間及び場所

において設置する課程を置くことができる。(中学校教育法 オ44条)
(専攻科 別科)

○ 高等学校には、専攻科、別科を置くことができる。

2. 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は監査庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精進な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とする。

3. 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は一年以上とする。(同法オ48条)

学習指導要領

○ 中学校学習指導要領(昭和35年 文部省告示オ8/号)

1. 施行期日……昭和35年4月1日。ただし各教科、特別教育活動に係る部分については昭和37年4月1日より適用される。

2. 教育課程の構成

中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳、特別教育活動および単位付習得によりで構成するものとしており、必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育および技術・家庭の各教科、選択教科は外国語、農業、工業、商業、水産、家庭・音楽および美術の各教科となっている。

なお、選択教科の運営については、学校の個々の生徒について、その進路、個性等をじゅうぶん考慮し、それぞれの生徒に適した選択教

科を必要とせしめ履修させるように指導しなければならない。

3. 必修教科としての技術・家庭の目標および内容

(1) 目標

イ. 生活に必要な基礎的技術を習得させ、創造し生産する意欲を喚起せしめ、近代技術に関する理解を与え、生活に処する基本的な態度を養う。

ロ. 設計・製作などの学習活動を通して、表現・創造の能力を養い、ものごとを合理的に処理する態度を養う。

ハ. 製作・操作などの学習活動を通して技術と生活との密接な関連を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

ニ. 生活に必要な基礎的技術についての学習活動を通して、近代技術に対する自信を与え、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。

(2) 各学年の目標および内容

A 男子向き

(オ1 学年) 設計・製図、木材加工、金属加工、裁縫に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。

(オ2 学年) 設計・製図、木材加工・金属加工、機械に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を高めるとともに、技術と生活との関係を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

(オ3 学年) 機械および電気に関する基礎的技術を習得させ、近

代技術を応用する能力を養うとともに、近代技術と生産や生活との関係を理解させ、生活に処する基本的態度を養う。

B 女子向き

〔オノ学年〕調理、被服製作、設計・製図、家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。

〔オニ学年〕調理、被服製作、家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を高めるとともに、技術と家庭生活との関係を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。

〔オニ学年〕調理、被服製作、保育、家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、近代技術を応用する能力を養うとともに、近代技術と生活との関係を理解させ、生活に処する基本的な態度を養う。

4. 特別教育活動

特別教育活動においては、生徒会活動、クラブ活動、学級活動などを行うが、特に学級活動においては、将来の進路の選択などに関する活動を行ない、次の事項についての指導（進路指導）を行なうことが必要である。

(1) 自己の個性や家庭環境などについての理解

自己分析をしたり、家族間の関係を検討したりして、各人の個性

や家庭環境を理解するとともに、それらの学習や進路との関連、学習や進路の計画、相談の必要、進路選択の最終的めやすなどについて理解すること。

(2) 職業・上級学校などについての理解

職業については、産業との関連を考慮して、仕事の内容、社会的な役割、資格その他の諸条件、就業の機会などの概要について理解するとともに、上級学校や学校以外の教育施設などについては、将来の職業との関連を中心にして、それらの内容を理解すること。

(3) 就職（家事・職業従事を含む）や進学についての知識

求人申込の状況、就業所の要求、就業所の送付、進路先の特色と送付方、採用試験、卒業者の進路状況などについて知ること。

(4) 将来の生活における適応についての理解

職業生活と学校生活との相違、将来の生活への適応のしかたなどについて理解すること。

高枝学校学習指導要領（昭和35年文部省告示オク4号）

1. 施行期日

昭和35. 10. 15. ただし昭和38. 4. 1. 以降はオノ学年に入学した生徒から適用をうけるものとする。

2. 教育課程の編成

高等学校の教育課程は、教科、特別教育活動および学校行事等によって編成することとなっているが、この場合、教科・科目の年数に必要単位数の計は下記のすべての生徒に修得させらる教科・科目の単位数を合めて80単位以上とする。なお、教育課程を編成するにあたっては、生

徒の能力、個性、進路に応じてそれぞれ適切な教育をほどこすため、原則として、教育課程の類型を設け、そのいづれかの類型を選択して履修させるよう留意しなければならない。

3. すべての生徒に修得させる教科、科目

普通科の協合

イ、国語のうち「現代国語」および「古典甲」または「古典乙」

ロ、社会のうち「倫理・社会」および「政治・経済」を含めて4科目

ハ、数学のうち「数学Ⅰ」

ニ、理科のうち2科目

ホ、保健体育の「体育」および「保健」

ただし「体育」については男子は9単位、女子は7単位を必修とする。

ヘ、外国語のうち1科目

ト、女子について「家庭一般」4単位を必修とする。ただし特別の事情がある場合には2単位にまで減ずることができる。

その他「職業教育を主とする学科」「音楽に関する学科」

「美術に関する学科」においては、女子について「家庭一般」2ないし4単位を履修させることが望ましく、男子については「体育」7単位に2単位をふさげば加えることが望ましいという点で普通科と若干の差違がみられる。

各種学校

- 学校教育法第1条(学校の範囲)に掲げるもの以外のもので学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする。(学校教育法第83

(8)

条)

(修業期間)

- 各種学校の修業期間は1年以上とする。ただし簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。(各種学校規程第3条)

(授業時間)

- 各種学校の授業時数は、その修業期間が1年以上の場合にあつては1年間にわたって80時間以上を基準として定めるものとし、1年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。(同規程第4条)

(入学資格の明示)

- 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示しなければならない。(同規程第6条)

通信教育

中学校

- 中学校は当分の間、尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。(学校教育法第105条)
- 中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和21年3月31日以前の尋常小学校卒業者及び国民学校初等科修了者に限る。(中学校通信教育規程第2条)
- 校長は正規の受講資格はないが、相当の年令に達し、相当の経験を有する者で、特定の教科を修学しようとする者あるときは、当該教科を受講するに足る学力があると認めた場合に限って、別科生として受講を許可

(9)

することができる。

高等学校

○ 高等学校は通信による教育を行うことができる。(学校教育法45条)

○ (通信教育を行う区域)

高等学校は、当該高等学校の存する都道府県の区域内に住所を有する者に対して通信教育を行うことができる。

2. 通信教育を行う高等学校(以下「実施校」という)は、当該実施校の存する都道府県に立接する都道府県の区域内に住所を有する者を当該者の勤務地が当該実施校の存する都道府県の区域内にあるものその他特別の事由により当該実施校の通信教育を受けることが適当と認められた者に対しても、通信教育を行うことができる。(高等学校通信教育規程オ2条)

○ (通信教育の方法)

通信教育は、一定の教育計画の下に、通信教育を受ける生徒に、教科用図書、通信教育用洋図図書その他の教材を使用して学習させ並びに本前指導、面接指導及び試験を行う等の方法によって行うものとする。

2. 本前指導は教科、科目について、実施校が定める学習区分ごとの報告課題について生徒が提出する学習報告書等を添削して指導するものとする。

3. 面接指導は、教科、科目及び特別教育活動について、実施校その他適当な場所において、面接指導するものとする。(同規程オ3条)

○ (定時制の課程との併修)

高等学校の定時制の課程に在籍する生徒は、当該高等学校の校長の許可を得て、希望する教科、科目の通信教育を受けることができる。

2. 通信教育を受ける生徒は、当該実施校の校長の許可を得て、高等学校

定時制の課程において、希望する教科、科目を履修することができる。

(同規程オ4条)

○ (大学入学資格)

— 大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む)又は此種府の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。(学校教育法)オ56条 —

により、高等学校通信教育修了者の大学入学資格がある。
(同規定オ56条)

大学

(準則規程)

「通信教育」(学校教育法オ45条)の規定は大学にこれを準用する。

職業安定法

昭和22年
(法律オ41号)

オ3条 (均等待遇)

何人も人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、寄付組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について差別的取扱いをうけることがない。(以下略)

オ4条 (政府の行う業務)

一 国民の勞働力の需要供給の適正な調整をばかること及び国民の勞働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。

五 求職者に対し、必要な職業指導を行うこと。

オ5条 (定義)

④ 職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大からしめるために必要な実習、指示その他の指導を行うこと。

以下オ三節職業指導を参照のこと。

職業訓練法

昭和35年
(法律オ133号)

オ1条 (目的)

この法律は勞働者に対して、必要な技能を習得させ、及び向上させるために、職業訓練及び技能検定を行うことにより、工業その他の産業に必要な技能勞働者を養成し、もって、職業の安定と勞働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。

以下 オ二章公共職業訓練 オ三章事業内職業訓練 を参照のこと。

勞働基準法

昭和22年
(法律オ49号)

オ3条 (均等待遇)

使用者は、勞働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、勞働時間その他の勞働条件について、差別的取扱いをしてはならない。

2 国連関係の宣言、憲章、条約及び勧告

1948. 人権に関する世界宣言

(オ26条) 何人も教育を受ける権利を有する。教育は、少くとも初等且つ基礎的の段階においては無償でなければならぬ。初等教育は義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は一般に受けることのできるものとし、また高等教育は能力本位ですべての者にひとしく開放しなければならない。

1951. ILO憲章

前文

(前略)---職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によつて改善することが急務であるから、

また、いずれかの国が人道的な勞働条件を採用しないことは、自国における勞働条件の改善を希望する他の国の尊厳となるから、

締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促され、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際勞働機関憲章に同意する。

附屬書

ILOの目的に関する宣言(フィラデルフィア宣言)

三 総会は次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進するILOの厳密な義務を承認する。

(b) 熟練及び技能を最大限度提供する満足を得ることができ、且つ、一般の福祉に最大の貢献をすることができ

る職業への労働者の雇用。

(c) この目的を達成する手段として、及びすべての関係者に対する充分な保障の下に、訓練のための便宜---(中略)-----を供与すること。

(j) 教育及び職業における機会均等

1937. 120557号職業訓練に関する勧告

(前文) 略-----120557号勧告の前文が職業的教育及び技術的教育の組織を労働条件の改善のために必要な革新事項のうちに掲げているのに鑑み----- (略)-----

職業訓練の有効な組織が労働者及び使用者双方のため並びに社会全体のため望ましいのに鑑み、

各国における経済的機構及び条件の急激な変化、生産方法の絶えざる変化並びに労働者の社会的進歩及び一般教育の要素としての職業訓練の概念の拡張が多数の国においてこの問題の全体についての新しい調査を行わしめるに至り且つ現時の要求に最もよく適合した原則を基礎として職業訓練を改善するの一般希望を惹起させたのに鑑み---(中略)-----
総会は次の勧告をする。

第一節 定 義

1. この勧告において

(a) 「職業訓練」と称するのは、技術的又は職業的知識を習得し又は向上させることができるすべての訓練方法であり、訓練が学校において施されると作業場において施されるとを問わない。

(14)

(b) 「技術及び職業教育」と称するのは、職業訓練のため学校において施されるすべての程度の理論的及び実地的教育という。

(3) 「徒弟教育」と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する業務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度という。

第二節 一般組織

2. (1) 各国において職業訓練を行う各種の公私立施設の事業は、独創の精神と諸々の産業及び地方の要求に対する適合性を能くすることなくして、一般計画に基づきこれを調整し、且つ発達させなければならない。

(2) 右の計画は次のものを基礎としなければならない。

- (a) 労働者の職業的利益並びに教育的及び道徳的要求
- (b) 使用者の労働力の需要
- (c) 社会の経済的及び社会的利益

(3) 右の計画を樹てるに当つては、次の要素をも考慮しなければならない。

- (a) 一般教育と職業の指導及び選択とにおいて達成された発達の段階。
- (b) 技術と労働組織との変遷
- (c) 労働市場の機構とこれが発達の傾向
- (d) 国民経済政策

(15)

オ三部 事前の職業的準備

- 3.(1) 性質上全然一般적であるべき義務教育は、一般教育の必要欠くべからざる一環であつて且つ将来の職業指導を容易にするところの筋肉労働の觀念、これに対する趣味及びこれを發達させる準備をすべての児童に提供するものでなければならない。

オ四部 技術及び職業教育

- 5.(1) 各國において学校網を作るべく、右は、数、場所及び科目に關し各地方の至濟的要求に適合するようにし、且つ労働者にその技術的又は職業的知識を發達させるのに充分な機会を与えるようにしなければならない。
- (3) 充分な数の職業及び技術学校がまだ存在しない國においては、かかる施設が実行することができるような充分な大きさの企業がその企業により使用される労働者數に比例して數名の年少労働者を訓練する費用を負担する上うにすることが望ましい。
- 10.(1) 男女労働者は、すべての技術及び職業学校に入学する平等の權利を有しなければならない。----(後略)
- (2) 婦人及び未成年主として使用される職業(家庭的職業及び家事的労働を含む。)のために、技術及び職業訓練に關する適當な施設を設けなければならない。

オ五部 雇用前及び雇用中の職業訓練

- 11.(1) 職業の性質、当該企業の技術的才能、充分な徒弟制度
- (2)

及び職業的伝統の欠除又はその他の地方的事情のために、年少者に対し雇用中充分な職業訓練を確保すること不可な場合においては、かかる訓練は、雇用前に全時的職業時間の學校においてこれを施さなければならない。

- 12.(1) すべての労働者は、一部の職業時間の補習的訓練に出席することにより、その技術的及び職業的知識を發達させる機会を与えられるべく、右は、雇用前職業訓練を受けたと否とを問わない。

- (3) 右の訓練の科目は、次の者の特別の要求に適合させなければならない。(a) 徒弟、(b) 年少者であつて一層良い地位を得させることを容易にすることが可能なもの、(c) 成年労働者であつて技術的資格を獲得し、又はその技術的若しくは職業的知識を發達させ又は改善しようと欲するもの。

オ七部 証明書及び交換

- 16.(1) 一定の職業のための技術及び職業訓練の修了試験に必要な資格は、画一的にこれを定め、且つ右試験の結果として發せられる証明書は、全國を亙じて承認しなければならない。

- (3) 男子及び女子は、同一の學科の完了において同一の証明書又は免状を受ける平等の權利を有しなければならない。

1950 身体障害者を含む成年者の職業訓練に關する勸告(140)

オ88号職業訓練(成年者)勸告)

I. 定 義

1. この勸告において

- (a) 「職業訓練」という場合には、技術的、職業的又は監督的知識又は技能を習得し又は修得することができる雇用のためのあらゆる形式の訓練であつて、その訓練が企業内で行われると企業外で行われるとを問わないものとし、且つ再訓練を含むものとする。

II. 訓練の原則

- 2(a) 成年者の職業訓練は、雇用市場の状況及び趨勢、生産を改善し又は増加しようとする努力、並びに被訓練者を適当な職業に吸収する可能性に従つて研究し、実施し及び発展させるべきである。

- 3 訓練は特に昇進を容易にするため、成年者が習得している職業及び就職を希望している産業に關した基礎的知識を成年者にできるだけ与えるべきである。

III. 訓練の範囲

- 8 女子も男子と同様に成年者のための訓練施設を利用する機会を与えるべきである。

IV. 訓練の方法

企業内における訓練

- 18(a) 使用者が個人的に又は他の使用者と協力して、その雇用条件に応じた且つその企業の技術的作業条件の許す範囲内の

成年者のための訓練を行うよう、使用者を奨励すべきである。

企業外における訓練

- 18(b) 訓練の要件が企業内において満たされない場合には、権限のある機関は、他の場所において訓練の便宜を供与することと確保するために必要な措置を執るべきである。

1949 職業指導に関する勸告 (ILO第87号職業指導勸告)

I. 一 般

- 1 この勸告において「職業指導」と称するのは、個人の特性とその職業的機會に対する關係とを適当に考慮し、職業の選択及び進歩に關する問題を解決することにおいて個人に与えられる援助をいう。

- 2 職業指導は、個人の自由にして任意的な選択を基礎とする。その主たる目的は、国の労働資源の最も有効な利用を適當にあつてし、個人の發展と労働の満足とのため充分な機会をこれに与えることにある。

III. 年少者（在学中の者を含む）に対する職業指導の原則及び方法

- 7(a) 職業指導の政策と計画とは、学校及びその他の機関、學校より労働へ移る年少者に關係する施設並びに使用者と労働者との代表的団体の協力的努力により、職業指導をうける年少者が統一的調整援助の利益を享受することができるようにこれを定めなければならない。

8(1) 一般教育期間中、教育計画中に予備的職業指導を含めなければならない。かかる指導は、将来の職業的調整を容易ならしめるよう主として年少者にその能力、資格及び利益と各種職業及び業績とを知悉させることを目的としなければならない。

14(1) 各種の職業及び産業における業績並びに雇用及び訓練の機会に関する適当にして信頼しうる情報は、関係ある年少者の素行、身体的能力、資格、好み及び人格を適当に考慮し、相談のための会見その他を通じて年少者にこれを利用させねばならない。

IV. 成年に対する職業指導の原則及び方法（職業相談）

21(1) 或る者がその職業を選択し又はその職業を変更することにおいて援助を求める場合これを援助するため成年のための公共職業指導施設の枠内において適当の措置を講じなければならない。

(2) この援助をする上に含まれる手続は、この勧告においては職業相談と称される。

22 職業相談の手続は、国内事情において実行し得る限り且つ各個の場合において適当であるかぎり、次のものを包含しなければならない。

(1) 一方には関係者の資格、身体的能力、才能、好み及び至誠に対する雇用及び訓練の機会並びに他方には職業市場の需要に対する雇用及び訓練の機会に関する情報の提供

1951 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する勧告（ILO オタワ同一報酬勧告）

6 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬の原則の適用を容易にするため、必要な場合には、次の手段によって女子労働者の生産能率を高めるため適当な措置を執るべきである。

(a) 男女労働者が職業指導、雇用相談、職業訓練及び職業紹介に同じく同一の又は同等の便宜を享受することを確保すること

(b) 職業指導、雇用相談、職業訓練及び職業紹介に用いる便宜の利用を女子に奨励するため適当な措置を執ること

1958 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO オタワ差別待遇条約）

オ1条

1 この条約の適用上、「差別待遇」とは、次のものをいう。
(2) 人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的身分又は社会的出身に基づいて行なわれるすべての差別、除外または優先を、雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるもの

3 この条約の適用上、「雇用」及び「職業」とは、職業上の訓練を受けること、雇用されること及び個々の職業に従事すること並びに雇用の条件をいう。

オ2条

この条約の適用を受ける加盟国は、雇用及び職業についての差別待遇を除去するために、国内の事情及び慣行に適した方法によ

り雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を促進すること
を目的とする国家の方針を明らかにし、かつ、これに従うことを
約束する。

1958. 11. 0 オノノ号差別待遇勧告

I 定 義

・(オノノ号差別待遇条約と同文)

II 方針の樹立及び適用

加盟国は、雇用及び職業における差別待遇を防止するための国
家の方針を樹立すべきである。この方針は、立法上の措置により、
又は使用者の代表的団体と労働者の代表的団体との間の労務協約
により、又は国内の事情及び慣行に合致する他のすべての方法に
より適用されるべきであり、また、次の原則を考慮に入れなければ
ならない。

(a) 雇用及び職業に関する機会及び待遇の均等を促進すること
は、公の関心事である。

(b) すべての人は、差別なく次の事項について機会および待遇
の均等を享有すべきである。

(i) 職業指導及び職業紹介の施設の利用

(ii) 職業上の訓練又は雇用に対する自己の適性に基づいて自
己の選択する訓練及び雇用に応ずること。

(c) 使用者は、何人に対しても、採用、昇進、訓練、雇用の継
続又は雇用条件について差別待遇を行ない又は容認すべきで
はない。また、いかなる人又は団体も、直接又は間接に、こ

の原則に従う使用者を妨害し又はこれに干渉すべきではない。

(2) 団体交渉及び労資関係において、当事者は、雇用及び職業
における機会及び待遇の均等に関する原則を尊重すべきであ
り、かつ、労務協約が採用、昇進、訓練、雇用の継続または
雇用条件に関する差別待遇的な性質を有する如何なる規定も
含まないことを確保すべきである。

3 加盟国は、

(a) 次の事項について非差別待遇に関する諸原則の適用を確保
すべきである。

(ii) 国家機関の監督の下にある職業指導、職業訓練及び職業
紹介の施設の活動

(d) 実行可能かつ必要な場合には、----(略)----他の雇用につ
いて、並びに他の職業指導、職業訓練及び職業紹介施設に
ついて、前記の原則の適用を促進すべきである。

3 諸外国の法令

○ イギリス

1948年 雇用及び訓練法

オノ条 労働大臣は、この法律によって、人々が自己に適する職
業を選ぶ、自己の年令と能力にふさわしい職を獲得保持し
使用者が適当な被用者を得るのを援助する目的のため、及び
一般的に社会の要求に応じて、雇用を促進する目的のため經
営と考える施設とサービスを供する義務を課す。

○ フランス

労働法典

オーストリアに関する契約（1910年の法律）

オーストリア労働契約

オ1条（1928年の法律）徒弟契約とは、商工業主、手工業主または細工人が、相手方に系統的にして完全な職業訓練を与え、または与えしめることを義務付け、相手方はこれに対し、一定の条件に従い且一定の期間、労務を提供することを義務付ける契約をいう。

オ10条 雇主は契約の対象たる技能、手芸または特別の職業を漸進的且つ完全に徒弟に教えるなければならない。

雇主は、養成が終わった際、徒弟修了証明書または契約の完了を確証する証明書を徒弟に交付するものとする。

○ 西ドイツ

1927年職業紹介失業保険法

オ58条（2）職業指導は、一面助言を求める者の肉体的、精神的適性、嗜好及び経済的、家族的事情と、他面労働市場の状況及び職業の将来性とを適当に勘案して、これを行なわなければならない。これを行なうにあたっては、特殊職業の利害得失よりも、経済的及び社会的な一般的地域に重きを置かなければならない。

1960年年少労働保護法

オ13条 実業補習学校

（1）使用者は少年に、法定の実業補習学校就学義務を履行するために必要な時間を与えなければならない。-----（略）

○ 東ドイツ

1950年労働法典

オ30条（1）徒弟関係は、これを公認学校における養成関係と看做す。

（2）徒弟期間は、成るべくこれを短縮するように努めなければならない。徒弟が教育の目的を達したときは、これに対し徒弟終了試験の繰上げ受験を許すものとする。

オ31条 当該主務省は、生産的教習室を設置し又は既存の教習作業場を生産的教習室に拡充するための措置を講じなければならない。（略）

オ32条 公有室における女子の習得課程は一切の若動につき広汎にこれを編成しなければならない。習得は、簡易労働から複雑労働への段階に従ってこれを行ない、労働規律と専門教科によってこれを向上させなければならない。専門労働者は、その専門的知識を女子及び年少者に伝授すべき義務を負う。

○ 中 共

1950年 労働者・職工業務余暇教育の展開に関する指示（中央人民政府政務院）

（前文）

労働者、職工の業務余力教育を展開することは広大な労働者、職工大衆の政治、文化、技術水準を高めるもっとも重要な方法の一つである。各地人民政府の関係各部門、各企業管理機関及び労働組合組織は、共同研究をおこない、計画的に、組織的、系統的に、一歩一歩この活動を展開しなければならない。各地でこの活動を展開する拠りどころとして左記の各項の規定を設ける。

- 一 (識字教育)
- 二 (比較的高級な労働者、転職業務余暇教育)
- 三 (政治教育)

四 労働者、転職の技術水準を、さらに一步向上させ、工業生産発展の過程における技術労働者に対する需要に適応するため、今日、各工場、各企業は業務を斟酌したうえ、計画的に技術教育をおこなうべきである。

Ⅱ わが国における企業内教育、研修の実例

(I) 入社前教育

1. A証券株式会社(本店)

毎月、社内報や株式の基礎知識に関するもの等を送付、
宿題を出したりして勉強させている。

2. B証券株式会社(本店)

1、2月に内定者全員(大・高卒男女とも)に対しテキスト、資料等を送付し、更に月1回社内報により会社と内定者の結びつきをはかっている。

3. Cミシン製造株式会社

パンフレット、会社概要等を送って会社との連絡を保っている。

4. H百貨店

採用者に会社要覧、社報を送り、会社に対する帰属感、信頼感を高めている。

(II) 入社時の教育

1. A証券株式会社(本店)

(1) 教育対象及び担当区分

	大学男子	大学女子	高校男子	高校女子
(1)本店人事部研修課	○	○	○	○
(2)大阪店人事課		○	○	○
各営業店		○		○

(1) 東日本地区採用者 但し大学男子は本店採用のみ

(2) 西日本地区採用者

(2) 教育の目標

- イ、社風、環境への馴致をはかる。
- ロ、当社店員としての自覚、心構えをもたせる。
- ハ、当社の基本方針、特色を知らせる。
- ニ、会社業務全般に関する基礎的知識をあたえる。
- ホ、業務遂行上必要な基礎的知識、技能を付与する。
- ヘ、業務の実情を把握させる。
- ト、新入社員相互の啓発、親睦、融和をはかり協力関係の基礎を作る。

(3) 教育日程

	9	10	11	12	1	2	3	4
3/27	社員一般心得 (月) (支店長)	人事制度 (事務代理)		証券業務について (営業代理)	組織と取制 (支店長)			
3/28	株式取引について (火) (営業担当者)	振信について (営業担当者)		債券について (営業担当者)	〇〇について (営業担当者)			
3/29	執務心得 (水) (事務代理)			執務心得 (接遇訓練リーダー)				
3/30	執務心得 (木) (接遇訓練リーダー)			事務実習(伝票の作成と流れ) (事務担当者)				
3/31	給与と福利厚生 (金) (事務代理)	紙幣の教え方 (数字の練習)		実務実習				
4/1	入社式 (土) 院 置	執 務	懇 談 会 感謝文作成					

2. B証券株式会社(本店)

(1) 約1週間 大学卒及び高卒本店採用者に対し、社長、役員、部課長、先輩等からの講話や実務の訓練を行なう。

高卒採用者には各ブロック(東京、大阪、名古屋等)で同様のことを行なう。

(2) 業務及び態度教育

大学卒男、女、高卒男、女の順に1回14～5名を集めてテキスト(社員訓練会議シート)により同一内容を、対象者に応じて、適宜加減して実施する。講師は社内の者が当たっている。

(3) 教育訓練会議日程

9	10	11	12	1	2	3	4	5
予備会議	オ1会議 社員の				あり方	オ2会議 仕事の進め方		
オ3会議 話し方	オ4会議 応接の				仕方	オ5会議 電話のエチケット		
話し方実習 私の仕事						オ6会議 文 書		
事例研究						自由討議		

3. Cミシン製造株式会社

社員統本(接遇要領)、業務、仕事の流れなどについて、大学卒、高卒別に適切な期間教育する。

4. D 銀行

入社時、男子高卒10日間、大学卒15日間本店で研修、女子は地元でブロック毎に10日前後研修

教育日程

時	9.00	10.00	11.00	12.00	13.00	14.00	15.00	16.00	17.00
才1日	朝講式	当行の現状	就業規則の解説		礼節	手形・小切手の基礎知識	数字・簿記	珠算	
才2日	銀行業務の概要	銀行業務の概要	計算事務		同上	出納事務	勤務の心得	同上	
才3日	銀行業務の概要	銀行業務の概要	計算事務		同上	手形交換事務	勤務の心得	同上	
才4日	銀行業務の概要	銀行業務の概要	計算事務		同上	(講義) 社会人としての心得 (外部講師)		同上	
才5日	東京手形交換所見学	本店内見学			給与・福利厚生	電話のかけ方 (実習)		球戯	
才6日	窓口対応 (実習)	スライド	質疑応答	実演式	懇親会				

(30)

5. F*会 (販売業)

(1) 卒卒者教育

各ブロック毎に一定人数を1グループとして15日間テキストにより販売教育。

(2) 中高年新入者教育

半年乃至1年実務に就けた後、1週間程度テキストにより販売教育。

(3) 教育日程

教科目	指導時間
会販員としての常識	4
販売の基礎知識	8
商品管理	7
商品知識	5
接客	24
販売列	14
販売業務	10
包装	14
課外講義	5
見学	7
計	98

6. G自動車株式会社

車掌教育

(1) 机上講習 10日間

(31)

月 日	月	火	水	木	金	土	日
9.00 9.50	接 教 説 候 習 概 務 要 明	旅 務 課 長 訓 示	東 務 課 長 訓 示	(作 基) 各 種 車 掌 の 取 扱	東 務 (作 基)	旅 務 と	接 遇
10.00 10.50	会 社 の 概 要 説 明	サ ビ ン 課 長 訓 示	"	(作 基) 東 務	"	事 故 時 の 処 置	
11.00 12.00	"	運 送 課 長 説 明	"	"	電 回 取 車 教 務 助 助 の 扱	"	
12.00 13.00	休 憩	休 憩	休 憩	休 憩	休 憩	休 憩	
13.00 13.50	就 職 説 業 務 規 則 明 示	運 送 課 長 説 明	東 務 課 長 訓 示	(作 基) 東 務	呼 呼 環 環 明 示 習	運 送 課 長 説 明	の 概 要
14.00 14.50	"	"	東 務 (作 基)	"	"	"	
15.00 15.50	補 給 説 厚 生 明	"	"	"	遺 失 物 の 取 扱	"	
16.00 17.00	営 業 路 線 説 明	被 服 貸 与	"	"	機 器 取 扱	"	

月	火	水	木	金	要 要 (内 容)
自 動 車 の 概 要 説 明	運 送 課 長 訓 示	運 送 課 長 説 明	考 査		1 課 長 訓 示 3.20
		持 込 制 限 止	(作 基)	配 属	2 会 社 の 概 要 就 業 規 則 服 務 規 程 補 給 厚 生 5.00
安 全 作 業 訓 示	衛 生 訓 示	碎 踏 の 確 率 所 在 度			3 営 業 路 線 説 明 4.30
休 憩	休 憩	休 憩	休 憩		4 自 動 車 の 概 要 2.40
休 憩	休 憩	休 憩	休 憩		5 事 故 防 止 1.50
車 掌 時 の 概 要 (作 基)	珠 算	作 業 基 準	呼 呼 環 環 明 示 習		6 取 扱 と 接 遇 1.00
収 入 金 明 示					7 衛 生 訓 示 1.00
					8 運 送 約 款 2.50
					9 呼 呼 環 環 4.10
					10 補 給 訓 示 1.10
					11 路 線 見 学 4.00
					12 作 業 基 準 2.50
	収 入 金 明 示	補 給 課 長 訓 示	事 故 防 止	批 反 判 省	13 考 査 そ の 他 4.40
					14 被 服 貸 与 1.00
					計 82.00
					休 憩 1.00
					合 計 83.00

ア. 百貨店

(1) 販売訓練会議 (20時間) により教育

オ1 飾

1. 販売のはじめに
2. 接客の6段階について
3. 準備 (オ1 段階)
4. 接近 (オ2 ッ)
5. 提示説明 (オ3 ッ)
6. 決定 (オ4 ッ)
7. 入金と包装 (オ5 ッ)
8. 販売の締め括り (オ6 ッ)

オ2 飾 商品管理

1. 商品管理とは
2. 商品の形状管理
3. 〃 計数
4. 数字の書き方

オ3 飾 特殊販売

オ4 飾 在庫取扱

(2) 販売実習

20日 ~ 1ヵ月に亘り、各取場を巡回し、スポンサー (指導員) とマン・ツー・マン で教育する。

(3) 取場訓練

各取場に到着後、フロアマネージャー及び仕入担当者の責任

を、マン・ツー・マン 方式で約1ヵ月教育する。

(III) 所 教 育

1. B証券株式会社

現在電話交換手のみ行なっている。

社員についてはそれぞれ取場内の訓練に任せている。

2. 巨額光株式会社

バスガイドの再訓練は年2回技能発表会 (15 ~ 20人づつ

) の形で行っており、問題を出し、それについて発表されたもの

をテープにとり、講評する。

現在の教育は経験者のものを受け入れていく点に重点がおかれて

ている。

指導者の養成は東合自動車協会と共同で行なっている。

3. Cミシン製造 (株) 会社

問題がおこったときにケース、バイ、ケースで教育を行なっている。

業務の合理化を目標に、調査室が中心になって、対象者を

集めて訓練する。

4. G自動車株式会社

(1) トレーナーの接遇メモ(ABCの3段階)によるCランクの

者に対してのみ再教育

(2) 車掌のうち、4～5年の経験者を指導車掌とし、(車掌

15人に1人位の割合) 毎月その半数を1日間教育してい

る。

5. H百貨店

(1) 一般訓練

朝礼時に各担当係長から具体的事例について研究

(2) 全店一斉教育

夏季(8月)、冬季(12月)に全店員の訓練の不足を

不備な点を補充し、改善する。

Ⅲ アメリカにおける婦人の職業、

教育機関

—アメリカ合衆国労働省婦人局資料から—

2. 公立実業学校及び高等学校

全国25,000の公立中学校のうち、4,000の校が職業教育を行っており、他に公立の商業および高校で職業課程を有し、“有用な雇用”を目標として教育が行なわれている。

特に興味のある点は公立商業および高等学校で行なわれている協同制度で、これによると生徒は高等学校での教育を続けるかたわら給料の支給を受け、授課単位や企業内訓練課程に対して履修証書を受けることになっている。

公立学校では又、就職前の職業訓練のみならず、就職のための技術向上を目指す成人教育も行なっており、切実ながらさらなる高度な技術が身につけられるようになっている。(表7)

なお公立学校での女子高校生に最も人気のある職業課程は、地方財政とつながり、科目はタイプライティング、筆記、簿記、事務機械操作、商業英語、商業算数、商業法などである。

2. 短大及び公立大学

全国約200校を数える短大及び公立大学は2カ年制の普通課程のほか職業課程を持つという。

職業は昼夜行なわれるので一般成人もパートタイム式に受講することがある。

表ノ 種目別 商業及び産業教育授課婦人数 (成人教育)

1958 ~ 59年

職 業 別	受 講 婦 人 数	
	実 数	%
全 職 業	95,041	100
美術家 (商業)	2970	3
美容師	18,351	19
建築労働者	368	(1)
家事使用人	3079	3
字工	654	1
衣服製縫工、機械工	24,135	25
運 転 手	1,360	1
漁業労働者	321	(1)
食品業労働者	9,623	10
院長、監督、支配人	4,384	5
病院助手及び看護人	4,939	5
雑 役	834	1
宝石または時計製造工	128	(1)
クリーニング、プレスナー	298	(1)
機 械 工	393	(1)
機械または修理工	3,198	3
肩 鎖 婦	2,473	8
写真家	439	(1)
婦人警官	818	1

職 業 別	受 講 婦 人 数	
	実 数	%
植字工、その他	455	(1)
技 工 家		
歯 科	2,077	2
デザイン	408	(1)
電 気	248	(1)
電子工学	1,212	1
研 究 所	294	(1)
医 学	1,093	1
その他	1,182	1
織 物 工	2,508	3
家具装飾	193	(1)
雑	1,567	2

注 (1) 1%以下

アメリカ保健、教育、厚生省、教育局、職業教育課

職業課程の科目を修了した場合は証書を受ける。

2年制の大学の職業課程で女子に最も人気があるのは秘書学、看護、歯科衛生、医学研究所における技工、歯科及び医学助手などの科目。その他は商業美術広告、フアッション・デザイン、会計士、実用看護婦 (Practical nursing)、販売及び集散 (distribution)、食品サービス管理などにも女子の受講者がかなりみられる。

(表2)

表2 アメリカにおける高等教育の職業教育課程（1～4年課程）

女子卒業生数 1956～57年

	女子卒業生数	
	実数	総数中 女子の割合
全職業課程	20,849	44%
技術課程	20,474	46
工学関係	170	1
航空技術	3	(1)
建築及び一般	15	1
化学	49	23
電気	6	(1)
一般工業技術	74	13
産業工業	5	1
機械工業	6	(1)
冶金工業	8	3
その他	9	1
非工業関係	20,304	45
農林業	37	3
船舶及び印刷技術	432	45
事務及び商業	5,029	62
教育	5,638	83
保健	4,080	94
家政学	508	84

	女子卒業生数	
	実数	総数中 女子の割合
その他	436	38%
技能工及び書記的課程	44	27
工業	375	18
非工業	14	1
	361	55

注(1) 1%以下

アメリカ保健、教育、厚生省、1957, C7, 10, 568
(官公立短大及び公立大学技術指導コース)

3 私立事務、商業、及び工業学校

私立の事務、商業、及び(工業 technical)学校は通常短期間で、集約的もしくは実用的なコースを提供しており、昼間、夜間共に行われ、パートタイム式の便宜もある。生徒は公立学校のものより年長者が多く、幼きながら通うものも多い。これらの学校では就労の世話もしており、授業料は少額のものからかなり高額のものまでさまざまである。

私立職業学校の大多数はこゝでも事務又は秘書養成学校で、科目は速記、タイプ、業務(executive)的秘書学、事務用機械操作、筆記などが含まれている。

商業(関係)学校々々で最も数多くみられるのは美容学校であろう。その他実用演習、セールス訓練、簿計、衣装デザイン、商業芸術

写真、ファッション技術、不動産業、保険業、帽子製造、電動ミシン、航空ホステス、ホテルサービス (*hotel training*) などの科目もある。

大部分の工業学校は女子も入学出来るが、女子がとる科目は医療、歯科の技工、その他の研究所における技工関係が多く、工業や医学方面の技術科目をとるのはすくない。この傾向は主として習慣や伝統によるものと考えられ、それが使用者やこれから教育をうけようとする女子学生の態度や興味に影響を与えているのである。

4. 企業内訓練施設

最も広く行なわれている訓練は企業内訓練 (*on-the-job training*) で、これには定まった形のないものとあるものがあり、前者では (1) 労働者に仕事の過程で必要な場合に新しい仕事を教えるもの (2) 入職時に会社の業務内容や規則を教える研修 (3) 更に、ことに大企業に多く見られるが社員の技術向上や管理職に必要な教育、訓練を行なう研修、などがある。会社によっては、社員の就学希望者に、授業料全額、又は一部を負担して、認可のある教育施設で勉強させているところもある。

定まった形のあるものでは入職時に工場内、或は事務所内に特設された教室 (入職訓練 "*vestipule training*" と呼ばれる)。また特定の職場で行われるものもある。このような場合は教科は順序だった計画を持った授業のみが正式の訓練として行われる。経営者によって行われる訓練の多くは技術的知識と併んで技能が身につけられるようになっている。

会社によっては就職前の訓練所を持っていることがあり、仕事の操作に必要な技術を教えている。これらの学校では、入学を希望する者

には必要な試験に通れば授業料は無料であり、又給料は支払わない。

特定の夜業が行なう訓練は個々の会社で独立に行われているが、場合によっては、地域の職業学校に依頼して——学校内では、会社内でも——行なうこともある。この場合訓練目標は、通常その特定産業の或種の職務に必要な技術や知識を与えることである。

連邦政府の訓練計画は、本来労働者の既についている職務の技術を向上させるためにつくられているので、それらの計画は大部分研修、技術課程、監督訓練、管理などとなっている。

5. 徒弟 (見習) 制度

徒弟制度では労働者は認定された技術を要する職種について、2カ年間労働による経験と、144時間の授業をうける。その場合訓練計画のなかには連邦政府が定めた標準に合うように教科内容、授業計画、教室での授業量、監督、時間、給与、雇用条件などの条項を入れなければならない。現在 300 職種が徒弟制度として確立されているが、婦人は殆ど登録されていない。理由は徒弟する必要があると認められる職種には、身体的に無理か、徒弟期間の長さによるか何れかの理由で婦人は殆ど雇用されていない。婦人の徒弟は多く製本や理容を学んでいるものである。その他衣服製造、歯科技工、毛皮仕上、裁断、洋服工、印字工などもみられる。

婦人が徒弟制度について内容をくわしく知りたい場合はそれぞれの州の徒弟紹介所へ問合せればよく、これらの紹介所は通常州政府の労働局や産業委員会の一部で、州によっては独立した徒弟評議会をもっているところもある。その他公共職業紹介所や、組合、使用者などからも必要な情報を得ることができる。

IV 職業に関する教育についての諸統計

1. 事業内職業訓練実施状況

労働省職業訓練局調

(昭和36.4現在)

(1) 総 括

昭和36年4月末現在における事業内職業訓練実施状況は、単独職業訓練実施事業所(法第15条該当)335所、共同職業訓練実施団体(法第16条該当)534団体(構成事業所数31,595所)で、事業所総数は31,930所となっている。訓練生総数は

68,209人で、そのうち単独職業訓練に属する訓練生数は、23,134人(34.0%)、共同職業訓練に属する訓練生数は45,075人(66.0%)である。現に従事している職業訓練指導員総数は30,300人で、そのうち単独職業訓練に従事している指導員は6,585人(21.8%)、共同職業訓練に従事している指導員は23,715人(78.2%)である。

以上について昭和35年度と比べると、単独職業訓練実施事業所数は15所、共同職業訓練実施団体数は20団体の増加、訓練生数においても単独職業訓練3,489人、共同職業訓練23,799人の増加となっている。

また、現に従事している職業訓練指導員総数においては、434人の減少となっているが、そのうち単独職業訓練に従事している指導員は1,73人の増加となっている。

以上の数は職業訓練法施行規則第14条の規定に基づく「認定職業訓練実施状況報告」(昭和36年4月30日現在)が提出された分のみの集計数であり、報告遅れが若干あるものと見られる。

(2) 女子訓練生

女子訓練生総数は5,898人で訓練生総数の8.6%に当り、前年度に比し977人の増加を示している。そのうち共同職業訓練に属する訓練生は5,813人(98.5%)でその大部分を占めている。これを職種別にみると洋服工が4,347人で最も多く、次いで洋服工の1,145人、織機調整工308人、メリヤス機調整工36人等となっており、洋服工と洋服工の2職種で女子訓練生の93.0%を占めている。

1表 都道府県別、訓練形態別女子事業内訓練生数

都道府県別	合 計		単独職業訓練		共同職業訓練	
	総 数	女 子	総 数	女 子	総 数	女 子
北海道	2,676	290	207	43	2,469	247
青 森	1,965	32			1,965	32
岩 手	4,605	326	44		4,561	326
宮 城	1,163	157	54		1,109	157
秋 田	329		51		278	
山 形	1,663	248			1,663	248
福 岡	831	72	103	10	728	62
茨 城	1,534	6	985	6	549	
栃 木	430		276		154	
群 馬	751	7	44	3	707	4
埼 玉	1,014	252	308		706	252
千 葉	416		193		223	
東 京	5,940	422	2,700		6,240	3,422
神奈川	4,080		3,730		350	

新潟	1310	24	77	10	1233	14
山	523	7	89		434	7
石川	355		220		135	
福井	3				3	
山梨	396	30			396	30
長野	2807	71	222		2585	71
岐阜	926	188	220		706	188
静岡	1579	9	421		1158	9
愛知	4970	168	2526		2444	168
三重	860		250		610	
滋賀	261		57		204	
京都	1991	233	510		1481	233
大阪	5097	56	3135	13	1962	43
兵庫	3949	138	3161		788	138
奈良	345	2	100		245	2
和歌山	217		146		71	
鳥取	186		26		160	
島根	306	11	125		181	11
岡山	946	3	489		457	3
広島	2198	2	927		1271	2
山口	535	9	342		193	9
徳島	167	25	15		152	25
香川	285		146		139	
愛媛	328	8	32		296	8
高知	426		53		373	
福岡	1917	10	470		1447	10
佐賀	415	7	14		401	7
長崎	985	5	585		350	5
熊本	557	14	5		552	14
大分	462	51	56		406	51
宮崎	1782	15			1782	15
鹿児島	778				778	
合 計	68,209	6,898	23,134	85	46,075	5,813

(46)

2表 訓練職種別、訓練形態別女子事業内訓練生数

職種別	訓練形態別	総 数	女 子	職種別	訓練形態別	総 数	女 子
飾物工	計	1436	1	量工	計	583	2
	単独職業訓練	931			単独職業訓練		
	共同職業訓練	505	1		共同職業訓練	563	2
機械工	計	7752	10	家具工	計	1627	1
	"	4414	10		"	44	
	"	3338			"	1583	1
時計修理工	計	111	4	印刷工	計	307	7
	"				"	100	
	"	111	4		"	207	7
織機調整工	計	585	308	塗装工	計	714	14
	"				"	39	
	"	585	308		"	675	14
X線調整工	計	46	36	製パン工	計	830	16
	"				"	60	3
	"	46	36		"	770	13
染色工	計	310	2	宝石工	計	34	4
	"				"		
	"	310	2		"	34	4
洋裁工	計	5010	4347	洋服工	計	7033	1,145
	"	65	59		"	106	13
	"	4945	4288		"	6927	1,132
自転車工	計	471	1	合 計	計	68,209	5,898
	"				"	23,134	85
	"	471	1		"	46,075	5,813

註 訓練職種144のうち女子訓練生のいる職種のみを掲げた。従って総数の合計は一致しない。

(47)

2. 職種別 公共職業訓練所女子訓練生数 (昭和35年12月末現在)

1表 一般職業訓練所女子訓練生数

訓練職種	昼間訓練生数		夜間訓練生数		計 (昼間・夜間)	
	総数	女	総数	女	総数	女
金属プレス工	32	1				
時計修理工	10	1				
刃物修理工	607	5				
製紙工	25	25				
織機調整工	141	8				
染色工	45	2				
洋服工	472	411	29	29		
洋裁工	1,651	1,651	74	74		
和裁工	64	35	26	26		
ミシン縫製工	102	102			30	30
編物工	200	174	32	32		
刺しゅう工			102	102		
自動車整備工	1,419	1				
木工	2,140	3				
竹とう細工	29	1				
陶磁器工	99	7				
陶磁器図案工	43	2				
機械組立工	185	44	131	21		
写真工	81	81	47	47	47	18
活版印刷工	128	13				
謄写印刷工	143	87	145	91	129	10
水産加工工	135	52				
漆器工	49	3				
事務員	447	381	41	20		
経理事務員	776	647	297	168		
英語	20	9				
英文タイスト	87	87	26	26		
和文	228	228	88	88		

理容員	602	371				
美容員	411	410				
測量員	82	1				
意匠図案工	28	28				
合計	19,750	4,871	1,958	724	718	58

2表 総合職業訓練所女子訓練生数

訓練職種	基礎(昼)訓練生数		基礎(夜)訓練生数		専門(昼)訓練生数		専門(夜)訓練生数	
	総数	女	総数	女	総数	女	総数	女
時計修理工	416	1						
刃物修理工	44	1	83	1				
織機調整工	26	2						
洋服工	104	80						
洋裁工	269	269						
自動車整備工	839	1			57	3	416	1
刃物建築工					17	1		
木工	389	1						
機械組立工	153	13						
活版印刷工							9	2
謄写印刷工	18	4						
美容工	22	5						
事務員	268	233						
経理事務員			66	47				
和文タイスト	24	24						
無線通信員							131	3
合計	5,373	633	1,444	48	166	4	629	2

注 訓練職種28のうち女子訓練生のいる職種のみを掲げた。従って総数の合計は一致しない。(1表2表とも)

3表 身体障害者職業訓練所女子訓練生数

訓 練 職 種	訓 練 生 数	
	総 数	女
時計修理工	82	1
洋服工	143	21
洋裁工	165	159
和裁工	18	18
編物工	16	15
機械製図工	28	4
應写印刷工	70	14
義肢工	28	1
刺繍工	53	4
経理事務員	87	8
衛生検査員	31	7
理容員	58	18
意匠図案工	7	2
合 計	946	270

注 訓練職種 78のうち女子訓練生のいる職種のみを掲げた。
従って総数の合計は一致しない。

3. 高等学校教育課程調査 (昭和33年度)

(1) 共学別学校 類型の値頻別・類型の構成 (通常の課程)

区 分	計	所属する生徒が皆同じ履習のしかたをしている類型								履習のしかたをしていない類型
		a ₁	a ₂	b ₁	b ₂	c ₁	c ₂	d ₁	d ₂	
計	100.0	4.0	1.4	4.3	6.4	12.5	5.2	3.5	37.6	25.1
共 学 校	100.0	4.1	1.3	4.2	5.7	13.6	5.4	2.5	33.2	30.0
男 子 校	100.0	13.0	0.5	11.9	6.3	32.0	3.7	13.0	9.3	10.3
女 子 校	100.0	0.8	2.1	2.1	8.5	2.6	5.0	3.3	60.6	15.0

(注) 現行の学習指導要領の下では、高等学校は、各校が地域の特色、生徒の進路、特許等に応じて下記のような教育課程の類型を、または数国構成し、生徒は特定類型を選択した上で、更にその範囲内で行くかの科目選択ができるようになっている。

ア 国語、社会、数学、理科に重点をおく。

イ 国語、社会に重点をおく。

ウ 数学、理科に重点をおく。

エ 国語、社会、数学、理科のいずれにも特に重点をおかない。

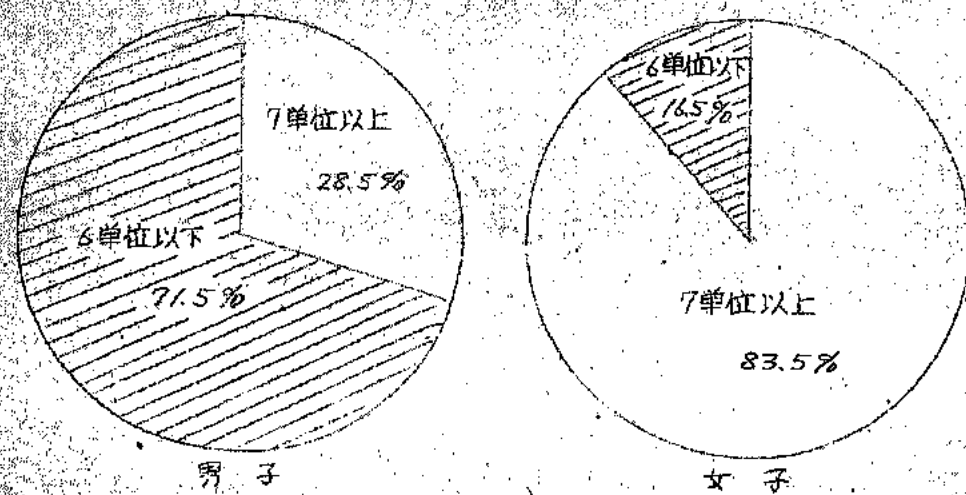
ア₁、b₁、c₁、d₁ 各々以上のようにな各教科に重点をおき、芸術、家庭および職業ばい)類

型をいう。(8単位以下)

ア₂、b₂、c₂、d₂ 各々以上のようにな各教科に特に重点をおき、かつ、芸術、家庭および職業

もかなり履習できるように仕組まれている類型をいう。(7単位以上)

(12) 第3学年生徒の科目・単位の履修のしかたの比率



(注) 生徒数を基準、家庭および職業の履修が7単位以上の者と6単位以下の者に分けてみた割合

(13) 第3学年女子の家庭科目別進路希望別履修者の率(通常の課程)

区 分	合 計	進 学 希 望				就職希望	その他
		計	文科	理科	その他		
家庭一般	90.4	84.4	82.6	78.9	87.3	92.1	93.5
被 服	53.5	24.0	16.7	13.4	32.8	60.4	74.1
食 物	53.1	26.4	19.2	13.4	35.8	59.3	72.3
保育家族	20.5	7.9	4.7	5.2	11.2	22.4	33.5
家庭経営	11.2	5.0	2.7	2.7	7.4	11.5	20.5

(注) 本調査は現行学習指導要領に基づく統計であるが、同告報の改正により、昭和38年度からはすべての女子は家庭一般4単位を必修することになっている。

4. 中、高校、大学通信教育状況 (昭和36年度学校基本調査)

(1) 昭和35年度中学校通信教育学校 在籍者、入学者、退学者および卒業者数

学 校	在 籍 者		在 籍 者 の 内 容						入 学 者			退 学 者			卒 業 者		
			実施教科の修了認定を受けた者		昭和35.4.1から5.1までの入学者												
	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	計	男 女	
20	969	587 202	84	60 24	8	4 2	127	76 51	288	181 107	14	10 4					

1. 「実施教科の修了認定を受けた者」とは現在在籍している者で、昭和34.5.1までに通信教育によって、少なくとも一つ以上の教科の修了認定を受けている者で、実数である。

2. 「入学者、退学者、卒業生」は昭和33年度間についての調査である。なお卒業生は教科の認定をうけて修了した者を掲げてある。

(2) 教科別受講者および教科終了認定者数

区 分	受 講 者			教科終了認定者		
	計	男	女	計	男	女
総 数	1,790	1,209	491	234	178	56
国 語	493	347	146	73	49	24
理 科	265	175	90	36	29	7
数 学	540	403	137	71	57	14
職 業 (職業指導)	55	32	23	6	4	2
社会	210	128	82	39	33	6
その他 英語	227	124	103	9	6	3

(3) 昭和35年度高校通信教育在籍者のうち
単位認定を受けた者等の数

区 分	前年度間に単位認定を受けた者			4月/日から5月/日までの入学者		
	計	男	女	計	男	女
総 数	12,221	7,446	4,572	10,221	6,177	4,044
公 立	12,136	7,603	4,533	10,143	6,107	4,036
私 立 (大阪・東京)	85	43	42	78	70	8

区 分	定時制課程に在学する者			特 科 生		
	計	男	女	計	男	女
総 数	4,760	3,103	1,657	343	267	76
公 立	4,736	3,102	1,634	341	265	76
私 立	24	1	23	2	2	-

「特科生」とは、高等学校通信教育規程付則3項によって入学を許可された者である。

(4) 昭和35年度高校通信教育科目別受講者および単位認定者数

区 分	受 講 者			在籍者のうち前年度間に単位認定を受けた者		
	計	男	女	計	男	女
総 数	181,228	119,738	61,490	26,972	16,550	10,442
国 語	国語甲	38,645	24,766	13,879	4,770	2,796
	〃 乙	4,098	2,705	1,393	1,288	763
	漢 文	2,742	1,962	780	851	579
社 会	社会	13,226	8,828	4,398	2,283	1,467
	日本史	7,886	5,233	2,653	1,764	1,092
	世界史	3,480	2,460	1,020	710	593
数 学	数学1	6,014	4,297	1,717	1,287	806
	〃 2	2,614	1,426	739	1,853	1,213
	〃 3	559	667	192	204	169
理 科	物理	107	89	18	26	22
	化学	79	51	28	-	-
	生物	277	2,056	715	108	87

学	理科1	3,538	2,701	657	123	78	45
	理科2	784	610	174	115	95	20
理	物理	613	479	114	28	24	4
	化学	1,225	1,023	202	187	126	61
科	生物	2,378	1,892	486	488	305	183
	地学	5,262	3,509	1,753	1,102	700	402
体	体育	2,153	1,759	394	355	272	83
	保健	21,233	13,822	7,411	2,243	1,372	871
音	音楽	8,500	5,485	3,015	1,393	848	545
	美術	332	227	105	25	10	15
工	工芸	1,048	718	330	197	126	71
	書道	-	-	-	-	-	-
専	外国語	7,286	4,602	2,684	1,588	936	652
	英語	17,729	11,812	5,917	1,969	1,158	811
農	農業	709	619	90	160	136	24
	林業	268	221	47	83	74	9
水	水産	43	42	1	9	9	1
	その他	56	45	11	31	23	8
工	電気	-	-	-	2	2	-
	機械	88	88	-	16	16	-
商	商業	105	105	-	7	7	-
	その他	23	23	-	1	1	-
家	家庭	24	24	-	-	-	-
	その他	843	583	260	401	274	127
医	医学	2,699	1,791	708	393	253	140
	その他	192	76	36	64	52	12
法	法律	1,673	48	1,625	376	35	341
	政治	111	-	110	75	-	75
経	経済	205	1	197	74	10	66
	教育	252	14	238	78	15	83
学	その他	136	10	126	33	5	28
	その他	258	50	208	30	1	29

5. 大学卒業後の状況 (昭和36年度学校基本調査)

(1) 学科系別男女別卒業生に対する就職者の割合

区 分	卒業生総数			就職者			卒業生に対する就職者の割合 %		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
(昭和35年3月)	11,980	10,361	16,448	9,954	8,902	10,514	83.1	85.7	63.9
昭和36年3月	12,179	10,280	17,197	10,434	9,213	12,204	85.5	88.4	69.0
文 学	18,269	11,917	4,352	13,399	9,750	3,649	73.3	81.8	57.4
法 学	50,885	50,177	708	44,828	46,422	406	72.0	72.5	57.3
経済学	3,402	3,004	378	2,805	2,475	330	82.6	82.4	82.9
工学	17,839	17,768	71	16,848	16,784	64	94.4	94.5	90.1
商 学	278	278	-	274	274	-	98.6	98.6	-
農 学	6,198	6,135	63	5,481	5,433	48	88.4	88.4	70.6
獣 医 学	6,847	4,946	1,881	5,111	1,797	1,314	45.4	36.2	67.9
歯 学	48	-	48	45	-	45	93.8	-	93.8
薬 学	1,866	8	1,858	1,111	7	1,104	59.5	87.6	57.4
看護学	819	736	83	714	640	74	87.2	87.0	89.2
家政学	13,425	8,376	5,099	12,416	7,886	4,530	92.1	94.1	88.8
教育	2,053	915	1,138	1,311	671	640	63.9	73.3	54.2

(2) 大学学科系統別男女別就職状況(産業別)

区 分	総 数		文 学		法政経経		理 学		工
	計	男	女	男	女	男	女	男	
総 数	104464	92229	12235	9774	3652	16452	406	2475	332
農 業	258	253	5	4	-	39	-	-	-
林業・狩猟業	165	165	-	4	-	31	-	1	1
漁業・水産物製造業	274	267	7	11	3	90	1	1	3
鉱 業	558	550	8	22	3	223	-	34	3
建設業	3497	3588	89	67	24	942	2	22	2
製造業	36243	34411	1832	2372	725	15120	81	1673	106
卸売業・小売業	15521	14574	947	1995	615	11121	91	99	5
金融保険業	11780	11490	290	828	184	10409	51	43	3
不動産業	348	334	14	31	11	204	1	-	-
運輸通信業	3841	3579	262	691	197	2053	18	26	1
電気・ガス・熱供給業	858	840	18	26	11	367	-	17	-
サービス業	23431	15470	7961	2835	1474	1821	85	433	188
公 務	4449	4225	374	443	187	2178	53	78	32
上記以外のもの	2891	2683	408	415	218	1314	23	48	12

学 術 系		農 学		医 薬 系		有 限 公 司	家 政	体 育		教 育 研 究		芸 術		
女	男	男	女	男	女	女	男	女	男	女	男	女	男	女
64	274	5133	48	1798	1314	45	7	1104	640	74	7888	4530	688	666
-	-	210	3	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
-	-	128	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	159	1	1	-	-	-	1	1	-	1	1	-	-
-	-	4	-	3	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-
16	-	142	-	-	-	-	1	42	-	-	6	-	8	3
30	26	2134	13	724	434	-	1	252	30	4	146	83	229	104
3	1	400	2	266	145	-	2	39	1	-	69	21	32	26
-	3	94	2	-	-	-	-	40	2	-	55	9	3	1
-	-	5	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	11	-
3	228	47	2	-	-	-	-	15	1	1	26	16	40	7
-	7	2	-	1	1	-	-	4	-	-	2	2	-	-
8	9	930	20	764	671	39	-	629	604	69	7457	4321	229	477
2	-	838	2	24	32	-	2	38	1	-	85	46	5	2
2	-	340	3	15	31	6	1	40	-	-	35	29	35	44

6. 将来の労働力の見とおし

(1) 男女人口増減の見とおし

人口問題研究所が昭和30年国勢調査の全数集計結果にもとづいて算出した昭和90年までの推計人口によると、全般的にみて、0～14才の人口は減少傾向を、60才以上の人口は増加傾向を示すことが予想されているが、15～59才の人口は男女とも現状と異線は鈍化しつつも、ともかく昭和45年までは増加し、それ以後は減少する見通しとなっている。

一方我が国の産業の発展は目ざましく、労働力の需要はますます高くなることが予想される中、これにみあひ難い労働力をもって対応するためには、その質の向上をはかることにより対応することが重要と考えられる。(1表)

1表 男女別年齢階級推計人口

(厚生省人口問題研究所編)

(単位:千人)

年次	女				男			
	総数	0～14才	15～59才	60才以上	総数	0～14才	15～59才	60才以上
昭和30年	45,415	14,620	26,806	3,789	43,861	15,179	25,427	3,255
35年	47,722	13,710	29,489	4,523	46,178	14,317	28,094	3,767
40年	49,589	12,069	32,646	5,174	48,355	12,227	31,388	4,741
45年	51,870	11,326	34,632	5,912	50,346	11,871	33,615	4,861
50年	53,913	11,494	35,638	6,781	52,414	12,053	35,037	5,324
55年	55,577	11,573	36,425	7,579	54,111	12,139	36,376	5,596
60年	56,629	11,344	36,700	8,584	55,215	11,901	37,221	6,093
65年	57,140	10,613	36,773	9,754	55,803	11,132	37,490	7,181
70年	57,270	9,932	36,384	10,954	56,023	10,418	37,262	8,342
75年	57,112	9,608	35,584	11,920	55,941	10,079	36,541	9,321
80年	56,627	9,504	34,180	12,943	55,481	9,970	35,164	10,348
85年	55,707	9,342	32,114	14,250	54,540	9,779	33,100	11,641
90年	54,371	8,987	30,713	14,673	53,158	9,026	31,878	11,854

(2) 就業状況の概観

男子の有業率は年々及び産業を通じてだいたい85%前後に固定しているとみられるが（大正7年のみ7%）、女子は年々進んで減少する傾向が強い。（2表）これは女子就業者の多い一次産業に働く者の著しい減少が大きく影響しているからである。（3、4表）。

2表 有業人口と有業率の推計

年 10月/日	性別	生産年齢人口	有業者	有業率
大正 7年	男	18,104 ^{千人}	16,488 ^{千人}	91.1%
	女	18,142	9,708	53.5
	計	36,246	26,195	72.3
昭和 30年	男	28,574	23,848	83.5
	女	30,708	15,307	50.6
	計	59,282	39,154	66.0
昭和 35年	男	31,860	26,746	84.0
	女	34,072	15,907	46.8
	計	65,932	42,653	64.8
昭和 40年	男	35,739	29,878	83.6
	女	39,820	16,104	42.6
	計	75,559	45,982	62.5
昭和 45年	男	38,476	32,339	84.1
	女	40,544	16,351	40.3
	計	79,020	48,690	61.6

注 1. 大正7年の生産年齢人口、有業者は14才以上

2. 昭和30年以後は生産年齢人口、有業者は15才以上

3. 昭和30年の調査はアクチュアル・ベースであるが、他はユージアル・ベースである。

4. 資料 国勢調査 経済審議会賃金雇用小委員会

3表 34年度と45年度の就業者

単位 万人

	34年度	45年度	変化数
1 次 産 業	1,619	1,154	- 465
非 1 次 産 業	2,708	3,745	1,037
個人業主家族従業者	129	657	+ 528
雇 用 者	2,079	3,158	1,079
合 計	4,327	4,869	542

資料出所 経済審議会
賃金雇用委員会

4表 世帯主の就業状況別世帯の有業率

世帯区分	3		4		5	
	15才以上人口	有業者	有業率	15才以上人口	有業者	有業率
世帯主の世帯						
男	29,023	24,260	83.6%	38,480	32,340	84.1%
女	31,399	15,542	49.5%	40,540	16,350	40.3%
計	60,422	39,802	65.9%	79,020	48,690	61.6%
専業主世帯						
男	9,570	8,508	88.9%	7,430	6,610	89.0%
女	10,181	7,271	71.4%	7,680	4,600	60.0%
計	19,751	15,780	79.9%	15,110	11,210	74.2%
非専業主世帯						
男	5,531	4,777	86.4%	5,980	5,170	86.5%
女	4,069	2,951	72.5%	6,600	2,970	45.0%
計	11,600	7,728	66.6%	12,580	8,140	64.7%
無業世帯主						
男	11,312	9,883	87.4%	22,640	19,780	87.4%
女	12,040	4,305	35.7%	23,490	8,170	34.8%
計	23,352	14,188	60.8%	46,130	27,950	60.6%
有業者						
男	182	170	93.4%	2,430	780	32.1%
女	150	86	57.3%			

計	582	256	77.1%	306	231	75.5%
男	265	89	33.6%	2,469	878	35.6%
女	273	91	33.3%	2,981	882	29.6%
計	538	180	33.4%	5,450	1,760	32.3%

注 31 年の15才以上人口は推計 14才の4人の有業者はすべて家族扶養者として、世帯別家族扶養者の比率を除いた。

2. 資料 就業構成調査 経済審議会賃金産用委員会

(3) 雇用の発展性と労働力

産業別就業有数の増減をみると、(5表)第2次、第3次産業への伸びが著しいが、とりわけ製造業のなかの機械関係、印刷、化学、金融、保険、不動産、サービス業の発展が大きいことが予想されておる。これらの分野の新しい経営に対応しうる労働力は男女を問わず期待されるものと考えられる。

第5表 産業別就業者数

推計結果

		31~33 年度平均		45 年度		31~33 年度平均		45 年度		(単位:万人)	
合計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第4次産業	第5次産業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	第4次産業	第5次産業	
計	4,154	4,047	1,154	1,057	43	4	42	48	98	45	金融・保険・不動産
第1次産業	1,645	1,154	1,057	43	57	38	24	449	136	123	サービス業
第2次産業	1,535	1,057	1,057	43	57	6	154	145	294	144	運輸・通信・公益
第3次産業	54	57	1,057	43	57	24	65	227	72	181	娯楽・文化・スポーツ
第4次産業	1,066	1,535	42	276	1,350	65	32	88	49	32	その他
第5次産業	84	42	276	1,350	42	3	39	26	897		
第1次産業	1,95	276	1,350	42	57	3	39	26	897		
第2次産業	757	1,350	42	276	1,350	3	39	26	897		
第3次産業	57	276	1,350	42	57	3	39	26	897		
第4次産業	1,5	276	1,350	42	57	3	39	26	897		
第5次産業	1,85	276	1,350	42	57	3	39	26	897		
第1次産業	45	276	1,350	42	57	3	39	26	897		

(注) 1. 基準年(31~33年度平均)は、産業大分類の数は国民所得白書より推計し、中分類は、年次産業別センサスによる。ただし、ノ次は労働力調査

2. 悪化業中分類の産業分類は、通産省生産指数の分類によっているため、事業所センサスの分類において以下のように組替えを行った。

産業統計 事業所センサス

鉄鋼業 鉄鋼業と金属製品製造業中「331 フリキガン等」「335 金属打板等」「336

線材」

織物 機械 電機 輸送用機器 精密機器 武器と金属製品中鉄鋼に入れなかったもの

織物 繊維 雑貨 衣服

木材 木材 家具 呉

4. 女子就職者の見とおし

学生の就職希望状況については、中学卒は男女ともに漸次減少傾向を示し、代りに高校、大学卒に増加の見通しが見える。

従って高卒における産業教育は漸次、現在にもまして非常に重要な意義をもつものと考えられる。

(6表)

第6表 就職希望者数推計

(単位:人)

	計	男	女	中 学		高 校		大 学	
				男	女	男	女	男	女
35年度	1,338	734	604	290	311	330	229	114	24
36 "	1,192	646	546	192	238	337	282	117	26
37 "	1,445	973	482	295	343	357	311	121	28
38 "	1,698	896	802	428	441	343	329	125	32
39 "	1,543	617	726	399	433	287	260	131	33
40 "	1,652	875	777	373	444	367	338	135	35
41 "	1,778	946	832	314	354	493	421	139	37
42 "	1,730	919	811	272	306	504	466	143	39
43 "	1,689	893	796	245	274	501	480	147	42
44 "	1,578	831	747	217	240	463	463	151	44
45 "	1,492	787	705	191	210	441	447	155	46
計	17,145	9,171	8,028	3,216	3,574	4,423	4,068	1,498	356

(付) 各種企業内訓練の概要

経営者管理若訓練

C. C. S. (Civil Communication Section)

対象経営者 日本産業訓練協会

M. T. P. (Management Training Program)

対象 部長 2時間の訓練会 20回 計 40時間

日本産業訓練協会

ジュニアマネージメント総合コース

対象 係長 1ヵ月/週で4ヵ月3週

日本生産性本部

ミドルマネージメント総合コース

対象 課長 1ヵ月/週で3ヵ月3週

日本生産性本部

監督者 監督候補者訓練

T. W. I. (Training within Industry)

J. I. (Job Instruction) 仕事の教え方

J. M. (Job Methods) 改善の仕方

J. R. (Job Relations) 人の扱い方

対象 第一線監督者 同候補者

各コース 1日2時間 5日 10時間

都道府県 日本産業訓練協会

P. D. I. (Program Development Institute)

訓練計画のすすめ方

対象 第一線監督者以上訓練業務担当者

1日8時間5日間

都道府県 総合職業訓練所 日本産業訓練協会

P. S. T. (Problem Solving Training)

問題解決の仕方

対象 第一線監督者 1/1日間

都道府県 総合職業訓練所 日本産業訓練協会

職長訓練計画

一部 (職長の基本的なおし方)

二部 (仕事の効果的な進め方)

五部 (安全衛生管理)

六部 (部下の訓練)

九部 (人間関係)

対象 職長

日本産業訓練協会

技能者訓練

中堅技能者再訓練 (5年以上の実務経験を有する者)

職種別総合訓練 科目別訓練 都道府県 総合職業訓練所

技能者養成訓練所 (主として新規採用者)

公共職業訓練への委託 事業内認定職業訓練

0.5、1、2年

2、3年

都道府県 一般総合職業訓練所

1962年2月15日

1962年2月20日

婦人の職業に関する教育関係資料集

— 1/1回婦人労働問題研究会資料 —

婦人労働資料 No. 86

発行所 東京都千代田区大手町107

労働省婦人少年局

印刷所 東京都千代田区神田司町2917

盛文社印刷所

(231) 5007